

収 入

印 紙

印

委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務名称 三重県熊野古道センター（仮称）構造用木材委託生産業務
- 2 委託業務の履行場所 特記仕様書のとおり
- 3 履行期限 着手 平成 1 6 年 1 2 月 日
完成 平成 1 7 年 8 月 3 1 日
- 4 業務委託料 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円）
- 5 業務委託料の支払 前払金 金 円
部分払いの回数 回以内
- 6 契約保証金 金 円

上記の委託業務について発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 1 6 年 1 2 月 日

発注者（甲）

三重県津市広明町 1 3 番地

三重県

三重県知事 野 呂 昭 彦

受注者（乙）

（注）受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所又は住所地、氏名又は代表者氏名を記入する。

委託契約書の条項

（総則）

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明質問回答をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すものとし甲は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙又は乙の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言葉は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計算法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（指示等及び協議の書面主義）

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（工程表の提出）

- 第3条 乙は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて工程表を作成し、甲に提出

しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の工程表を受領した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、第2項の規定を準用する。
- 4 工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等）

- 第4条 乙は、この契約により生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「会計規則」という。）第27条に基づき、支出命令権者が出納長又は出納員に対して支出命令を発した時点で生ずるものとする。
 - 3 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（一括再委託等の禁止）

- 第5条 乙は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - 3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
 - 4 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

- 第6条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がそ

の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第7条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 甲の意図する成果物を完成させるための乙又は乙の管理技術者に対する業務に関する指示

二 この契約書及び設計図書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議

四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

（管理技術者）

第8条 乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第9条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

（管理技術者等に対する措置請求）

第9条 甲は、管理技術者又は乙の使用人若しくは第5条第3項の規定により乙から業務を

委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適當と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

（履行報告）

第10条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

（貸与品等）

第11条 甲が乙に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引き渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 乙は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第12条 乙は、業務の内容が設計図書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときはその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第13条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これ

らの優先順位が定められている場合を除く。)

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること

三 設計図書の表示が明確でないこと

四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること

五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第14条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認められるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下本条及び第16条において「設計図書等」という。）の変更内容を乙に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第15条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る乙の提案）

第16条 乙は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変

更を提案することができる。

- 2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（乙の請求による履行期間の延長）

第17条 乙は、その責に帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

（甲の請求による履行期間の短縮等）

第18条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

- 2 甲は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙の通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第19条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日（第17条の場合にあっては、甲が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が履行期間の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（業務委託料の変更方法等）

第20条 業務委託料の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙に意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

（一般的損害）

第21条 成果物の引き渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第22条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）については、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（業務委託料の変更に代わる設計図書の変更）

第23条 甲は、第6条、第12条から第16条まで、第18条、第21条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙に意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第24条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 甲は、第2項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引き渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

- 5 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前5項の規定を準用する。

（業務委託料の支払）

- 第25条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
 - 3 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における成果物の使用）

- 第26条 甲は、第24条第3項若しくは第4項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 甲は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

- 第27条 乙は、会計規則第47条の規定に基づき、甲が必要と認める前払金の支払を甲に請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 3 乙は、業務委託料が著しく増額された場合において、その増額後の業務委託料により算出した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

（前払金の使用等）

- 第28条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務にお

いて償却される割合に相当する額に限る。) 動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第29条 乙は、業務委託の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの材料及び製造工場等にある工場製品(第24条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては、当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては、設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する業務委託代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中契約書記載の回数を超えることができない。

2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入した材料若しくは製造工場等にある製品の確認を甲に請求しなければならない。

3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立ち会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最少限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

5 乙は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の業務委託代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 第1項の業務委託代金相当額 × (9/10 - 前払金額/業務委託代金額)

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「業務委託代金相当額」とあるのは「業務委託代金相当額から既に部分払の対象となった業務委託代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第30条 成果物について、甲が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第24条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「部分指定に係る成果物」と、同条第4項及び第25条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合におい

ては、第24条中「義務」とあるのは「引渡部分に係る義務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第25条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 3 前2項の規定により準用される第25条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算出する。この場合において、第一号中「指定部分に相应する業務委託料」及び第二号中「引渡部分に相应する業務委託料」は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前2項において準用する第25条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

一 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

指定部分に相应する業務委託料 × (1 - 前払金の額 / 業務委託料)

二 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

引渡部分に相应する業務委託料 × (1 - 前払金の額 / 業務委託料)

(各年度の支払限度額)

第31条 各年度における委託料の支払額は、次に規定する額を超えることはできない。この額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

平成16年度 金 円(うち、消費税等相当額 円)

平成17年度 金 円(うち、消費税等相当額 円)

- 2 甲は、必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができるものとする。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特例)

第32条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第29条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 業務委託代金相当額 × 9/10

- (前会計年度までの支払金額 - 当該会計年度の部分払金額)

- { 業務委託代金相当額 - (前年度までの出来高予定額 - 出来高超過額) }

× 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

16年度 回

17年度 回

(第三者による代理受理)

第33条 乙は、甲の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人

とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の委任状が添付されているときは、当該第三者に対して第25条（第30条において準用する場合を含む。）又は第29条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する業務中止）

- 第34条 乙は、甲が第27条、第29条又は第30条において準用される第25条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（かし担保）

- 第35条 甲は、成果物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第24条第3項又は第4項（第30条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日の3年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 甲は、成果物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りではない。
- 4 第1項の規定は、成果物のかしが設計図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

- 第36条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、出来形部分に相当する業務委託代金額を控除した額及び業務委託料から第30条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年18.25%の割合で計算した額とする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、第25条第2項（第30条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額について、遅延日数に応じ、年3.6%の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することがで

きる。

（甲の解除権）

第37条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、業務の着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められること。
- 三 管理技術者を配置しなかったこと。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 五 第39条第1項によらないで契約の解除を申し出たとき。

- 2 前項の規定により契約の解除された場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、規則第74条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第38条 甲は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、前条の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第39条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 第14条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- 二 第15条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 三 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除の効果）

第40条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

ただし、第30条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りではない。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了

した部分（第30条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分委託料は甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（解除に伴う措置）

- 第41条 契約が解除された場合において、第27条の規定による前払金があったときは、乙は、第37条の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第30条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.6%の割合で計算した額の利息を付した額を、第38条又は第39条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われている場合において、第27条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額（第30条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第37条の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金利息を付した額を、第38条又は第39条の規定による解除にあっては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。
- 3 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失またはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 第3項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第37条によるときは甲が定め、第38条又は第39条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

（保 険）

- 第42条 乙は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険に付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第43条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年3.6%の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴する場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3.6%の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（契約外の事項）

第44条 この契約書に定めのない事項については、会計規則の定めるところによる。

（契約外の協議）

第45条 この契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議のうえ決定する。

（乙が共同企業体の場合、本条項を追加）

共同請負に関する特記条件

- 1 ○○○共同企業体の構成員は、別紙共同企業体協定書によりこの契約書の各条項に基づき、頭書の委託業務を共同連帯して請け負う。
- 2 甲は、本契約に基づく行為については、全て代表構成員○○株式会社代表取締役○○○○を相手方とし、代表構成員へ通知した事項は他の構成員にも通知したものとみなす。
- 3 ○○○共同企業体の構成員は、甲に対する行為について、すべて代表構成員を通じて行わなければならない。